

## 株式交換に係る事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号及び会社法施行規則第 190 条に基づき開示事項)

2023 年 12 月 1 日

株式会社リミックスポイント

株式会社ゼロメディカル

2023年12月1日

## 株式交換に係る事後開示書類

(会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に基づく開示事項)

東京都港区虎ノ門四丁目3番9号  
株式会社リミックスポイント  
代表取締役 高橋 由彦

東京都目黒区東山一丁目5番4号  
株式会社ゼロメディカル  
代表取締役 原 征弘

株式会社リミックスポイント（以下「リミックスポイント社」といいます。）及び株式会社ゼロメディカル（以下「ゼロメディカル社」といいます。）は、2023年10月26日付で両社の間で締結した株式交換契約書（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2023年12月1日を効力発生日として、リミックスポイント社を株式交換完全親会社、ゼロメディカル社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

### 1 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）

2023年12月1日

### 2 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続きの経過（会社法施行規則第190条第2号）

- (1) 会社法第784条の2（本株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続きの経過  
本株式交換の差止請求を行ったゼロメディカル社の株主はおりませんでした。
- (2) 会社法第785条（株式買取請求）の規定による手続きの経過  
ゼロメディカル社は、会社法第785条第3項の規定に基づき、2023年10月27日付で、ゼロメディカル社の株主に対し、株式交換をする旨並びにリミックスポイント社の商号及び住所に係る通知を行いました。所定の期間内に、同条第1項に従って、ゼロメディカル社に対して株式の買取請求を行った株主はいませんでした。
- (3) 会社法第787条（新株予約権買取請求）の規定による手続きの経過  
該当事項はありません。
- (4) 会社法第789条（債権者異議）の規定による手続きの経過  
該当事項はありません。

- 3 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）
- (1) 会社法第 796 条の 2（本株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過  
リミックスポイント社は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続について、該当事項はありません。
- (2) 会社法第 797 条の規定（株式買取請求）による手続の経過  
リミックスポイント社は、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項第 1 号の規定により、2023 年 10 月 27 日付で、リミックスポイント社の株主に対し、本株式交換をする旨並びに本株式交換完全子会社であるゼロメディカル社の商号及び住所を電子公告の方法により公告いたしました。なお、本株式交換は、会社法第 796 条第 2 項本文に定める場合（簡易株式交換）に該当することから、会社法第 797 条第 1 項の規定による手続について、該当事項はありません。
- (3) 会社法第 799 条（債権者異議）の規定による手続の経過  
リミックスポイント社は、会社法第 799 条の規定により、2023 年 10 月 27 日付で、リミックスポイント社の債権者に対し、本株式交換をする旨並びに本株式交換完全子会社であるゼロメディカル社の商号及び住所を電子公告及び官報の方法により公告いたしました。異議を述べた債権者はおりませんでした。
- 4 本株式交換により、株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）  
本株式交換により、リミックスポイント社に移転したゼロメディカル社の株式の数は 800 株です。
- 5 その他本株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）
- (1) リミックスポイント社は、会社法第 796 条第 2 項の規定により、本株式交換契約について、会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、本株式交換に反対する旨をリミックスポイント社に通知したリミックスポイント社の株主はおりませんでした。
- (2) ゼロメディカル社は、会社法第 783 条第 1 項により、2023 年 10 月 26 日開催の臨時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。
- (3) リミックスポイント社は、本株式交換に際して、本株式交換がその効力を生ずる時点の直前時におけるゼロメディカル社の株主名簿に記録されたゼロメディカル社の株主に対し、ゼロメディカル社の普通株式に代わり、その所有するゼロメディカル社の普通株式 1 株につき、リミックスポイント社の普通株式 2,031.25 株及び金 468,750 円の割合をもって、リミックスポイント社の普通株式及び金銭を割当て交付いたしました。結果、リミックスポイント社は、本株式交換に際して、リミックスポイント社の普通株式 1,625,000 株と 375 百万円の金銭を割り当て交付いたしました。なお、本株式交換による株式の交付に際しては、新たに普通株式を発行せず、当社が保有する自己株式を充当しております。

(4) 本株式交換により増加するリミックスポイント社の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は次のとおりです。

- ① 資本金 : 0円
- ② 資本準備金 : 会社計算規則第39条に従いリミックスポイント社が別途定める額
- ③ 利益準備金 : 0円

以 上